

はじめに

我が国の血液事業は、国民の皆様の献血によって支えられています。

自発的に無償で血液を提供してくださる健康な方々によって、病気やけがで血液を必要としている多くの人たちが救われています。

献血の推進は、昭和39年の閣議決定によって始まりました。国、地方公共団体及び日本赤十字社を始めとする多くの関係者の努力により、昭和49年にはすべての輸血用血液製剤を献血によって確保する体制が確立され、平成6年には血液凝固因子製剤の国内自給が達成されました。

現在は、平成15年7月に施行された「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」に基づき、国、地方公共団体、採血事業者、製造販売業者等及び医療関係者が、それぞれの責務を果たしつつ、法の基本理念の実現に向けた取組を進めることとされています。

一方、これまで、血液の使われ方や、血液製剤による副作用・感染症の現状等については、日本赤十字社が「血液事業の現状」や「輸血情報」などを作成・公表しているものの、その内容が一般の方々に十分周知されているとは言えませんでした。そこで、血液製剤に関する安全性、供給状況等に関するデータを簡潔かつ網羅的に掲載し、解説等を付したものを作成するべく、厚生労働省医薬食品局血液対策課では、「輸血医療の安全性確保のための総合対策」の一環として、平成16年7月から血液事業に関する年報を発行することとしました。

3回目の発行となる今回は、近年の少子化傾向を踏まえた献血推進の取組の現状や血液製剤の適正使用の推進に関する情報を充実し、より血液事業の全体像を見渡せるような内容とすることを目指して改訂を行っています。また、第1章は血液事業になじみの薄い方々にも御理解いただけるよう簡潔に血液事業の概要を記し、第2章以降でより詳細なデータや施策の内容を紹介するという形式に改めました。

この冊子は、日本赤十字社の御協力を得て、全国の採血所や移動採血車などに備え付けるとともに、厚生労働省ホームページに掲載し、インターネットを通じて自由に閲覧、印刷等ができるような形にする予定です。献血者を始めとする様々な関係者に御覧いただき、血液事業を理解する一助としていただけるように願っております。

最後になりましたが、この血液事業報告の作成に当たっては、薬事・食品衛生審議会血液事業部会委員を始めとする多くの関係者の御協力をいただきました。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

平成18年9月

厚生労働省医薬食品局血液対策課